

第23回浜田市農業委員会総会議事録

- 1 日時：令和4年12月27日（火）午前9時40分～午前10時15分
場所：浜田市役所 4階 講堂 ABC、金城支所、旭支所、弥栄支所、三隅支所

2 出席委員

【農業委員】（15名）

1番 原田義一 2番 三浦 寿紀 3番 佐々木京子 6番 野上 省三 7番 岡本 健治
8番 青葉 真 9番 河崎 健 10番 宮崎 龍生 11番 玉田 一 12番 高橋 伸幸
14番 中田 善喜 15番 林 秀司 16番 佐々森義見 17番 渡辺 弘之※ 18番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】（15名）

1番 前田 正典 2番 徳田マスエ 3番 永見 繁廣 4番 小谷 保雄 5番 小川 明人
6番 領家 悟 8番 岡本 定文 10番 橋本 安延 11番 串崎 美之 12番 小松原常雄
13番 渡邊 弘登 14番 河野 恒弘 14番 近重 邦昭 16番 田村 邦麿 17番 岡田 勝

3 欠席委員

【農業委員】（4名）

4番 柿元 信次 5番 川本 聖光 13番 大崎 健太 19番 松山 純久

【農地利用最適化推進委員】（3名）

9番 藤若 裕香 18番 大谷 数義 19番 長野 昭三

4 総会

(1) 報告

公共事業による廃土処理届出について（2件）

(2) 議案

議第1号 農業振興地域整備計画の変更について

議第2号 農用地利用集積計画の策定について

議第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）

(3) その他

令和4年12月27日
浜田市農業委員会
会長 原田 義一

5 総会出席職員

農業委員会事務局 : 官澤局長、岡本農地係長、佐々木主任主事
産業経済部農林振興課 : 山本農業振興係長、松本事務員
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

議長	<p>本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。 テレビ会議接続の関係で、若干開始が遅れましたが、ただいまから第 23 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、7名の方から欠席の届出が出ております。 議事録署名者は、14番 中田委員、15番 林委員です。 よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、議事の報告に入ります。 「報告」は「公共事業による廃土処理届出」が2件です。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>公共事業による廃土処理届出5号について、説明します。 届出は、横山町の2筆の田、合計面積1,068㎡です。 この届出は、浜田県土整備事務所が、令和3年度農村地域防災減災事業横山地区1号道路工事により「農道整備」を行う際の廃土約1,300㎡を、現場に近くで経済的な届出地に廃土するもので、令和4年3月25日、第14回総会で報告させていただいた場所です。 なお、期間は受理通知日から令和5年3月24日までの予定です。 廃土処理中に汚濁水が周辺農地や河川に流出しないように、必要に応じて措置を講じ、埋立後は、田として整備し、土地所有者へ返還されます。</p> <p>6号について、説明します。 届出は、旭町丸原の6筆の田畑、合計面積8,257㎡です。 この届出は、浜田県土整備事務所が「令和4年度家古屋川防安交付金(総流防)工事」を行う際の廃土約2,500㎡を、河川掘削土の処理場として現場から近く経済的であるために廃土するものです。 期間は令和5年1月10日～令和5年3月17日までの予定で、廃土処理中に汚濁水が周辺農地や河川に流出しないように、必要に応じて措置を講じるという内容の届出です。 この廃土の届出は、過去何回も提出され、廃土場所も拡張されているため、担当委員さんより拡張部分の非農地等転用の手続きをするよう指導されています。 しかし、県の補正で対応する案件で、工事着工期間が迫っており、相続もされていないため、非農地証明等の手続きが困難な状況となっています。 今後は、土地管理者、県土整備事務所等と安全確保等も相談しながら農地以外のものに廃土置場等に転用する手続きを行うよう協議していきたいと思っております。</p> <p>「公共事業による廃土処理届出5号」について、2番 三浦委員よりご質問がありました。 所有者は工事終了後、耕作されるのか。というご質問です。 所有者が耕作されない場合、人・農地プランにより、地域で守る体制はできていますか。 このご質問に対しましては、所有者は「耕作される」と伺っております。 なお、現地にまいりまして、非農地証明の対象になるのではと県土整備事務所の担当者に確認しましたが、農道整備を行う事業であり、農地を安易に非農地にはできない事業で廃土後は農地として整備して、所有者には耕作していただく予定とのことでした。報告事項は、以上です。</p>
議長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>

3番 佐々木委員	5号の説明について事務局、県土整備事務所、業者さんと現地確認いたしました。所有者さんは先々、意欲を持って農業されるように聞いております。業者さんへは必ず水田に戻るということ、残土の処理終了後、「農業委員として3者で確認をさせていただきたい」とお伝えしております。以上です。
議長	ただいま、担当地区農業委員の方から説明がございました。その他、ご意見ご質問ございましたらお願いいたします。
2番 三浦委員	現地の写真を見ますと、現在、耕作はされていないことがわかります。これまで耕作をされていなかった方が、今後、工事終了後に耕作されるということで何を耕作されるかという、そういった将来の計画があれば教えてください。
議長	担当委員から、説明がありましたらお願いします。
3番 佐々木委員	将来は水田とされる予定でありまして、そこにある土を寄せてまた戻すと作業になると思います。所有者さんは今も田んぼを作っておられまして、集落でも意欲的な方なので、水田にするといことをおっしゃっていますので大丈夫だと思います。まだ若い方ですので今後、水田にされるはずですのでよろしくお願いします。
議長	三浦委員、今の説明でいかがでしょうか。
2番 三浦委員	わかりました。
議長	その他、皆様方からご意見はございませんか。
委員	なし
議長	続きまして、議事・議案に入ります。 「議第1号、農業振興地域整備計画変更」について、浜田市より意見を求められております。それでは、農林振興課の説明をお願いいたします。
農業振興係長	事前に浜田農業振興地域整備計画変更理由書という資料を送付させていただいていると思いますので、そちらをご確認いただきたいと思います。 農業振興地域整備計画変更理由書
議長	以上で説明が終わりました。何かご意見等がございましたら、お願いいたします。ございませんでしょうか。
委員	なし

議長	無いようですので、今回の農業振興地域整備計画変更につきまして、ご承認いただけます農業委員の方の挙手をお願いいたします。
委員	～ 挙手 全委員 ～
議長	挙手、全員です。承認といたします。 農業振興地域整備計画変更につきまして、そのように浜田市へ回答させていただきます。
議長	続きまして、議第2号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。 また、事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められております。 農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。 農業者の皆さまから申出のありました利用権設定は「90件、231筆、297,897㎡」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。 公告期間は、「令和4年12月28日から令和5年1月10日までの14日間」、開始日を「令和5年1月1日以降」としております。
議長	議第2号、農用地利用集積計画の策定について、説明が終わりました。 皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。
委員	なし
議長	無いようですので採決に入ります。 農用地利用集積計画について、原案どおり、承認いただける方の挙手をお願いします。
委員	～ 挙手 全委員 ～
議長	挙手、全員です。承認といたします。
議長	続きまして、議第3号、農地法第3条の規定による許可申請は、1件です。 事務局から説明をお願いします。
事務局	農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。 農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。 「15号」について説明します。 申請は、金城町七条の田、5筆、2,542㎡で有償移転にかかる許可申請です。

	<p>譲渡事由は、本人及び家族が高齢等のため耕作困難できないため 譲受事由は、自作地を拡張し、野菜などを栽培される予定です。 周辺農地との関係等については「作付けを行うことにより、周囲に及ぼす影響は特 にない。」という申請内容です。 この案件は、前回、非農地証明願を提出され却下となった案件ですが、周辺農地も 購入され農地管理されております。この場所も農地として取得された後は、農地とし て管理されるということを伺っています。 以上です。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 「13番 渡邊委員」お願いします。</p>
15番渡邊委員	<p>問題はなかったように思います。 また、現在農地として管理される準備をされていまして、よろしくお願いいた します。</p>
議長	<p>事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事前質問は、ありませんでした。</p>
議長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
議長	<p>無いようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお 願います。</p>
委員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
議長	<p>挙手、全員です。承認といたします。</p>
議長	<p>続きまして、議第4号農地法第5条の規定による許可申請、事業計画の変更は2件で す。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得し て、農地以外の用途に転用したいという申請で、今回の申請は事業計画の変更です。 「32.33号」について、説明いたします。 場所は、令和4年3月25日、第14回総会で報告させていただいた場所です。 許可申請は、穂出町の田2筆、1,298㎡のうち415㎡です。 当該申請は「美川周布線（穂出工区）防交交付金舗装工事の資材置場」として「許 可日から令和4年12月末日」までとして一時転用の許可を行いました。が、県道工事が</p>

	<p>増工となり工期が延長となる為、令和4年12月末日から令和5年3月末日に期間延長する事業計画の変更の申請です。</p> <p>前回と同様の内容で、一時転用後は農地に戻されます。</p> <p>また、「被害防除対策については、土地所有者に了承済みであり、万一の場合は、責任を持って対処する。」という内容です。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>「3番 佐々木委員 もしくは 永見委員」補足説明がありましたらお願いします。</p>
3番 佐々木委員	<p>事務局と、現地で工事責任者に状況を伺いました。</p> <p>工事については、説明があったとおりです。</p> <p>農地に戻すのは別の業者がされるということでしたが、土地所有者も将来農業をしたいということでした。</p> <p>周布方面に向かうと左手に見える土地なので状況を見ております。</p> <p>その際、工事のための砂利やコンクリートのかけらがあって、どうしてもそれが気になりましたので、どうされるのかお伺いしたら、そのコンクリートは取りますとおっしゃったので安心しました。将来、農地として使うのにふさわしくないものをそこに置かないようにしていただきたいと思いましたが、また、先々農地に戻す処理が終わった後は、確認へ伺いたいと思います。</p>
事務局	<p>事前質問は、ありませんでした。</p>
議長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。ありませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
議長	<p>無いようですので、採決に入ります。</p> <p>「第5条の規定による許可申請、事業計画の変更について」、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
議長	<p>挙手、全員です。承認といたします。</p>
議長	<p>そのほか、事務局から何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>事務的なことですが、資料の発送についてです。</p> <p>可能な方は、メールで発送させていただきたいという提案です。</p> <p>みなさんのご意見をお伺いしたいと思います。</p>
委員意見	<p>メールの活用が可能な方は、活用していただいた方が良いと思います。</p> <p>また、メールの環境のない方は、支所に資料を取りに来ていただき、その際、農地パトロール等の活動も併せて行っていただければよいと思います。</p>

事務局	<p>メールを送っていただける方については、当日は資料を配布してほしい。 まちづくりセンターも活用いただければ、近い方は良いかと思ひます。</p> <p>個別アンケートで取組させていただければと思ひますがよろしいでしょうか。 思考的な取組みにより改善していければと思ひますので、皆様のご協力お願いいたします。</p>
議長	<p>今の提案につきましては、事務局から各自問い合わせさせていただき、一番良い方法で実施していただければと思ひます。 そのほか、皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
委員	<p>意見、質問なし</p>
議長	<p>その他、ご意見ご質問等無いようですので、以上を持ちまして、第 23 回総会を終了します。</p>